

内閣参質一九一第六号

平成二十八年八月十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 伊達 忠一 殿

参議院議員伊波洋一君提出国際人道法違反の宮古島への自衛隊配備に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員伊波洋一君提出国際人道法違反の宮古島への自衛隊配備に関する質問に対する答弁書

一について

政府としては、宮古島市は、平成二十八年八月三日時点において避難実施要領のパターンを作成していないと認識している。

消防庁としては、平成十八年一月に市町村が避難実施要領のパターンを作成する際のマニュアルを示しているほか、平成二十二年五月及び平成二十七年十一月には、都道府県を通じて、市町村に対し避難実施要領のパターンを作成するよう通知を発出しているところであるが、今後とも引き続き、未作成市町村に対し、避難実施要領のパターンの作成を働きかけてまいりたい。

二について

お尋ねの意味するところが必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

避難実施要領は、武力攻撃事態等の認定前にあらかじめ策定されるものではないことから、「政府の評価」等をお示しすることは困難である。

武力攻撃事態等における避難実施要領のより迅速な策定のために、一について述べたとおり、今後とも引き続き、未作成市町村に対し、避難実施要領のパターンの作成を働きかけてまいりたい。